

## 報酬及び費用弁償に関する規定

(趣旨)

### 第1条

この規定は、社会福祉法人なつめの会定款第八条、第二十一条および苦情解決の仕組みに基づき、第三者委員、理事、評議員、選任・解任委員の報酬および費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

### 第二条

- (1) 第三者委員の報酬は日額5,000円および実費交通費を支給する。
- (2) 理事、監事が理事会に出席したときの報酬は日額10,000円を支給する。
- (3) 評議員が評議員会に出席したときの報酬は日額10,000円を支給する。
- (4) 評議員選任・解任委員会に出席したときの報酬は日額10,000円を支給する。

### 附則

この規定は、平成29年4月1日から施行する。